

佐野市分別収集計画

(第11期計画)

令和7(2025)年6月

目 次

1	計画策定の意義	 1
2	基本的方向	 1
3	計画期間	 1
4	対象品目	 1
5	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み… 2 (法第8条第2項第1号)	
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	 2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	 3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	 4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量の見込みの算定方法	 5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	 6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	 7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	 8

佐野市分別収集計画

1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境を創造していくためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割と責任を果たしていくことが重要です。

現在、本市においては、「第2次佐野市総合計画」や「第2次佐野市環境基本計画」に基づき、循環型社会の形成を目指したまちづくりを推進し、種々の施策を実施しています。

このような状況の中、本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「法」という）第8条に基づいて、一般廃棄物の大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、また、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進することにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用を図るための、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、関係者が一体となって取り組むべき方針と具体的な推進方策を示したものです。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示します。

- （1）容器包装廃棄物の発生抑制を推進します。
- （2）容器包装廃棄物の分別収集による資源化（再使用、再生利用、熱回収）を推進します。
- （3）容器包装廃棄物を適正に処理し、環境への負荷の軽減を進めます。
- （4）市民、事業者、行政の適切な役割分担に基づく容器包装廃棄物の発生抑制及び資源化の推進を図ります。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに見直します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、

- ・スチール製容器（スチール缶）
- ・アルミ製容器（アルミ缶）
- ・ガラス製容器で無色のもの（無色ガラスびん）
- ・ガラス製容器で茶色のもの（茶色ガラスびん）
- ・ガラス製容器でその他のもの（その他ガラスビン）
- ・飲料用紙製容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）
- ・段ボール製の容器（段ボール）
- ・ポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの（ペットボトル）
- ・その他のプラスチック製容器包装（白色の食品トレイ）

を対象とします。

なお、紙製の容器包装については、雑誌・その他の紙と併せて分別収集を行い、再商品化を行っているため、この計画の対象品目としません。

また、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装およびプラスチック資源循環法に

基づく製品プラスチックについては、この計画の対象品目としません。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和8(2026) 年度	令和9(2027) 年度	令和10(2028) 年度	令和11(2029) 年度	令和12(2030) 年度
容器包装廃棄物	5,897.19 t	5,793.22 t	5,689.24 t	5,585.27 t	5,481.29 t
製品プラスチック	222.78 t	221.03 t	219.28 t	217.54 t	215.79 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施します。

なお、実施に当たっては、市民・事業者・行政それぞれ自らが主体であることを認識し、また、役割を明確にした上で、協働して取り組めるよう協力・連携を図ります。

（1）啓発活動、環境教育の充実

広報・ホームページ・イベントの実施や参加に加え、ごみステーションでの排出指導や町会での分別説明会、分別アプリの活用などで情報提供を行い、ごみの減量・分別排出について啓発活動を推進します。

また、小学校の社会科副読本や施設見学における環境教育を推進します。

（2）集団回収の奨励

地域で行われている集団回収を奨励し、実施団体のリサイクル意識の高揚を図ります。

（3）レジ袋の削減とマイバック持参の推進

レジ袋削減・3R推進協議会との協働により、スーパーマーケット等での店頭啓発活動を実施し、レジ袋の削減、マイバッグの持参を推進します。

（4）環境配慮商品購入の推進

詰め替え製品や繰り返し使えるリターナブル容器使用製品の優先的な購入、過剰包装を断る等のクールチョイスを推進します。

（5）ごみ減量化の促進

事業者の過剰包装の抑制や詰め替え製品の提供、製造者回収システムの取組を推進します。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定めます。

また、市民の協力度と本市が有する収集機材・選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとします。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空きカン
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	空きビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除きます。）	紙パック
主として段ボール製の容器	ダンボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの（白色の食品トレイのみ）	白色の食品トレイ

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及びの見込み（法第8条第2項第4号）

	令和8(2026)年度		令和9(2027)年度		令和10(2028)年度		令和11(2029)年度		令和12(2027)年度	
主としてスチール製の容器	53.97 t		53.54 t		53.12 t		52.70 t		52.27 t	
主としてアルミ製の容器	53.43 t		53.01 t		52.59 t		52.17 t		51.75 t	
無色のガラス製容器	(合計) 149.15 t		(合計) 147.98 t		(合計) 146.81 t		(合計) 145.64 t		(合計) 144.47 t	
	(引渡) 149.15 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 147.98 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 146.81 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 145.64 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 144.47 t	(独自処理) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 165.88 t		(合計) 164.58 t		(合計) 163.28 t		(合計) 161.98 t		(合計) 160.67 t	
	(引渡) 165.88 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 164.58 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 163.28 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 161.98 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 160.67 t	(独自処理) 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 64.34 t		(合計) 63.83 t		(合計) 63.33 t		(合計) 62.82 t		(合計) 62.32 t	
	(引渡) 64.34 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 63.83 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 63.33 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 62.82 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 62.32 t	(独自処理) 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	3.88 t		3.85 t		3.82 t		3.79 t		3.75 t	
主として段ボール製の容器	200.68 t		199.11 t		197.53 t		195.96 t		194.38 t	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 151.42 t		(合計) 150.23 t		(合計) 149.04 t		(合計) 147.86 t		(合計) 146.67 t	
	(引渡) 151.42 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 150.23 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 149.04 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 147.86 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 146.67 t	(独自処理) 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0.44 t		(合計) 0.44 t		(合計) 0.43 t		(合計) 0.43 t		(合計) 0.43 t	
	(引渡) 0.44 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0.44 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0.43 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0.43 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0.43 t	(独自処理) 0 t
(うち白色の食品トレイ)	(合計) 0.44 t		(合計) 0.44 t		(合計) 0.43 t		(合計) 0.43 t		(合計) 0.43 t	
	(引渡) 0.44 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0.44 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0.43 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0.43 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0.43 t	(独自処理) 0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

直近年度（令和5(2023)・6(2024)年度）の分別基準適合物の収集実績を基本に、人口変動率や社会情勢を勘案し算出しました。

なお、人口の変動については、国立社会保障・人口問題研究所における将来想定人口を参考に、次のとおり設定しました。

令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	令和12(2030)年度
111,388人	110,515人	109,641人	108,768人	107,893人
(対前年度比) 99.00%	(対前年度比) 99.22%	(対前年度比) 99.21%	(対前年度比) 99.20%	(対前年度比) 99.20%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

市による定期回収は、委託を活用して行います。

なお、現在実施されているアルミ製容器、段ボール等の集団回収は、町会・子供会育成会等により自主的に行われていますので、今後も引き続きこれらの団体が分別収集できる環境を整えます。

容器包装廃棄物の 種 類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
アルミ製容器	空きカン	市による定期回収 （委託業者による収集）	選別：市 保管：市
スチール製容器			
無色のガラス製容器	空きビン		
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
飲料用紙製容器	紙パック		
段ボール製容器	ダンボール		
ポリエチレンテレフ タレート（P E T）製 の容器	ペットボトル		
その他プラスチック 製の容器包装(白色の 食品トレイのみ)	白色の食品ト レイ		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

佐野地域分はみかもクリーンセンター（リサイクルプラザ）において、空きカン・ペットボトルを選別・圧縮、空きビンを選別、ダンボール・紙パック・白色の食品トレイを保管します。

田沼地域・葛生地域分は葛生清掃センターにおいて、空きカン・ペットボトルを選別・圧縮、空きビンを選別、ダンボール・紙パック・白色の食品トレイを保管します。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車両	中 間 処 理
アルミ製容器	空きカン	市指定の 透明袋	2 t アルミコ ルゲートバン	みかもクリーンセンター （リサイクルプラザ） 葛生清掃センター
スチール製容器				
無色のガラス製容器	空きビン			
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	ひもで 縛ります	2 t アルミコ ルゲートバン	みかもクリーンセンター （リサイクルプラザ） 葛生清掃センター
段ボール製容器	ダンボール			
ポリエチレンテレフタレ ート（PET）製の容器	ペットボトル	市指定 透明袋	2 t アルミコ ルゲートバン	みかもクリーンセンター （リサイクルプラザ） 葛生清掃センター
その他プラスチック製の 容器包装（白色の食品ト レイのみ）	白色の食品トレイ			みかもクリーンセンター （リサイクルプラザ） 葛生清掃センター

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

ごみの分別排出を徹底し、分別収集を円滑かつ効率的に実施していくため、次の方策を推進します。

- (1) 市民や事業者の意見要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていきます。
- (2) 市民のごみの分別に対する周知及び徹底を図り、分別排出に係る優良町会を表彰します。
- (3) 町会、子供会育成会等地域における集団回収を奨励します。
- (4) 環境衛生委員協議会の活動の推進により、活躍の機会を増やし、市と協働してごみの減量化とリサイクルを推進します。
- (5) 事業者の排出者責任及び拡大生産者責任を認識するよう、生産・流通・消費・廃棄の各段階において、サービス等の在り方の工夫を促し、自らリデュースとリサイクルを行うよう啓発します。
- (6) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認・記録し、次期計画見直し時ににおいてその実績を反映させます。

佐野市分別収集計画（第11期計画）

令和 7(2025)年 6 月

発行 佐野市
編集 佐野市市民生活部環境政策課
〒327-0812 栃木県佐野市町谷町 206-13
TEL0283-23-8158
FAX0283-22-3593
E-mail kankyou@city.sano.lg.jp
URL <http://www.city.sano.lg.jp>